

公 告

労働関係調整法施行令（昭和二十一年勅令第四百七十八号）第十条の四第四項の規定により提出のあった令和六年三月十四日執行の争議行為に関する通知書について、鳴門病院労働組合より訂正の報告があったので、令和六年三月十三日付け徳島県報号外第十一号公告（争議行為の予告）の一部を次のとおり訂正する。

令和六年三月二十九日

徳島県知事 後藤田 正 純

「令和六年三月十四日以降」を「令和六年三月二十九日以降」に改める。